

## 岡山県労働者派遣業務仕様書

### 1 業務名

岡山県労働者派遣業務

### 2 派遣期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

### 3 契約形態

包括契約を締結した上で、派遣期間内でその都度人員数、就業場所、業務内容等について、予算の範囲内で個別の労働者派遣契約を締結する。

### 4 予算上限額

21,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

### 5 派遣場所等

(1) 派遣場所 岡山市北区内山下二丁目4番6号 岡山県庁の本庁各課室

(2) 勤務時間 午前9時から午後5時まで（7時間勤務）

(3) 休憩時間 原則午後0時から午後1時まで（1時間）

※電話・窓口対応により休憩時間を変更する場合がある。

(4) 勤務日 月曜日から金曜日まで（県と派遣元で協議の上、勤務日を決定する。）

(5) 勤務を要しない日 日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）

(6) 時間外労働 時間外労働を命じることはない。

(7) その他

① 休憩スペース 有

② 駐車場 無、駐輪場 有

③ ロッカー 有

### 6 従事業務内容

(1) 申請業務に係る確認、審査、問い合わせ対応等

(2) データ処理業務（データの集計や分析、グラフ作成等）

(3) 資料作成

(4) 電話・窓口対応

(5) その他上記に関連する業務及び職員の指示による事務補助

### 7 派遣労働者の選定

(1) 派遣元は、本業務を遂行する者として、次の条件を全て満たす者を選定しなければならない。

①業務上知り得た情報等に関して、派遣期間のみならず派遣期間後も秘密の保持を遵守すること。

②長時間の着座による事務に適していること。

- ③Word、Excel を使ったデータ入力等のパソコン操作が問題なくできること（MOS 一般レベル相当）。
  - ④一般事務として官公庁又は民間企業での就業経験を有すること。
- (2) 派遣元は、(1) の①から④により選定した派遣労働者が、上記6の派遣業務に従事するために必要な適性を欠いていると認められるときは、再選定を行うこと。

## 8 休暇等による代替要員

派遣労働者が労働基準法その他の法令の規定に基づく休暇（年次有給休暇等）を取得する場合であっても、派遣元は県に対して、代替要員の派遣を行わなければならない。ただし、県が不要と判断する場合にはその限りではない。

## 9 派遣労働者名簿の提出

派遣元は、個別の労働者派遣契約締結後、事務に従事する派遣労働者の氏名等を書面により速やかに県に提出しなければならない。なお、派遣労働者に変更があった場合も同様とする。

## 10 個人情報保護

派遣元及び派遣労働者は、別記個人情報取扱特記事項を遵守すること。

## 11 業務内容の疑義

派遣元は、業務内容に疑義が生じた場合、速やかに県と協議を行い、県の指示を受けること。

## 12 その他

本仕様は、現時点で予定する内容であり、変更する場合がある。